

令和元年第2回美祢市議会臨時会会議録（その2）

令和元年5月31日（金曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	波佐間敏
教育長	岡崎堅次	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	地方創生監	藤澤由文
市民福祉部長	杉原功一	建設農林部長	志賀雅彦
観光商工部長	西田良平	美東総合支所長	東城泰典
秋芳総合支所長	鮎川弘子	会計管理者	三戸昌子
教育委員会事務局長	金子彰	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
総合政策部次長	繁田誠	上下水道局次長	岡田健二
総務部総務課長	竹内正夫	総務部財政課長	佐々木昭治
総務部税務課長	山本幸宏	市民福祉部市民課長	中嶋一彦
市民福祉部地域福祉課長	池田正義	建設農林部農林課長	中村壽志

## 5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 5 1 号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 5 2 号 美祢市森林環境整備基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 3 号 美祢市秋吉台観光交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5 4 号 美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5 5 号 美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 6 号 美祢市秋芳洞駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 4 号 令和元年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 4 5 号 令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 4 6 号 令和元年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 4 7 号 令和元年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 4 8 号 令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 4 9 号 令和元年度美祢市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 5 0 号 令和元年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 5 7 号 美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 16 議案第 5 8 号 桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の一部変更について
- 日程第 17 議員提出決議案第 1 号 議案第 4 5 号 令和元年度美祢市観光事業特別会

計補正予算（第1号）に対する附帯決議について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、事務局からは、議事日程表（第2号）の1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、秋山哲朗議員を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

-----  
午前10時06分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、3件、御報告をさせていただきます。

まず、美祢市教育委員会委員の任命について御報告いたします。

議案第59号美祢市教育委員会委員の任命については、先に、本臨時会初日に、御同意をいただいたところですが、議案中、経歴の一部に誤りがありました。正しい経歴に訂正の上、深くおわび申し上げ、今後、同様の事案が発生しないよう注意してまいります。

次に、熊による人身被害の概要について御報告申し上げます。

5月29日午前7時ごろ、西厚保町深土地区で、地元の美祢猟友会会員の72歳の男性がツキノワグマに襲われ、重傷を負う事故が発生いたしました。

事故を受け、直ちに、県による西厚保町地区を対象としたクマ出没警報が発令されるとともに、クマ出没緊急対策会議が設置され、構成員の美祢農林水産事務所、県自然保護課、美祢警察署、市農林課、市教育委員会、学校関係者、自治会長、美祢猟友会で対応を協議した結果、有線放送による注意喚起、広報車による広報、チラシの配布、注意看板の設置などの対応をいたしました。

また、現在、危険回避のため、熊よけ鈴を市民、特に、小中学生に優先的に配付する準備を進めているところです。

今後の対応につきまして、クマ出没緊急対策会議で協議することとなりますが、巡回等により注意喚起を行い、今後、人身被害が発生しないよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、M i n e秋吉台ジオパークのユネスコ世界ジオパーク申請にかかわる状況について、御報告をさせていただきます。

去る4月15日に、M i n e秋吉台ジオパーク推進協議会第8回総会において、ユネスコ世界ジオパーク認定の第一歩として、国内推薦申請を委員の方に御確認をいただき、御意見をいただいたところです。

いただいた御意見を反映させ、申請することを総会において全会一致で決定いただき、4月18日、日本ジオパーク委員会に申請書を提出いたしました。

その後、先週末の5月25日に、私も、日本ジオパーク委員会による公開プレゼンテーションの壇上に上がり、同日に行われた同委員会調査運営部会による審査の結果、7月下旬にM i n e秋吉台ジオパークの現地審査を行うことが決定されました。

ユネスコ世界ジオパークの認定に向けて国内推薦を得るためには、この現地審査が大変重要でありますことから、市民の皆様方とともに、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、現地審査に当たり、市民の皆様並びに美祢市議会の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 報告が終わりました。この件、何かございますか。安富議員。

○15番（安富法明君） ただいま、市長のほうから、3件の報告をいただいたわけなんです、特に熊の被害が出たっていうことをお聞きをして、5月29日7時ご

ろ、72歳の男性なんですが、そういうふうに報告をされたわけですが。

これ、被害の状況っていうのは、けがをされておるといふふうにお聞きをしてるわけですが、どういうふうな状況、状態なんでしょうか。けがの状況ですとか、何か簡単に報告されますけども、かなり問題点が多いんじゃないかというふうに思っております。

まず、男性の被害状況をお知らせください。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 安富議員の被害状況ということですが、農林課で聞き取った範囲での御回答をさせていただきます。

熊が、くくりわなにかかっております、その写真等を撮ろうとして、熊に近づいて行かれたと聞いております。

そのときに、くくりわなですが、ちゃんとかかっておらず、熊が逃げ出した状態で人が近くにいたということで、熊が後ろから覆いかぶさった状況と聞いております。

けがについては、後頭部あたりと太ももあたりにけがをされておるといふ情報を聞いております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） あのですね、要するに、男性の被害状況をお聞きをして、その程度——例えば、病院に救急車で搬送されてるっていうこともお聞きしてるんですが、どの程度なのかっていうことを確認せずに、ただ、今言われる看板を設置をすとか、巡回をする、警報を出した、学校に鈴を配るとか、そういうふうな対策を講じたって、何か、この一連の状況に対して、状況が十分に把握できてなく、とりあえず何かしてるっていうふうな印象を受けるんですが、おかしくないですかね。

ちょっと、もうちょっと、例えばですよ、病院に搬送されたんであれば、医者診断書とか、どの程度なのかとか。例えばですよ、重症であるとか軽症であるとか、いろいろあるんじゃないかというふうに思うんですが、どうなんでしょうね。ちょっともう少し、丁寧な説明を求めたいというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 安富議員の御質問にお答えをいたします。

熊に襲われた当時間も意識はあったと聞いております。これも、御本人、または医師からの報告があったものではないんですが、近隣の方から聞き取った情報によりますと、当日、病院のほうで治療をされて、昨日の夕方には、もう歩かれるような状況に回復をされたと聞いております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） あのですね、適宜報告をされるっていうのは必要なことだというふうに思うんですが、基本的に、今回、人的な被害が出てるわけですね。

被害が出る状況に至った、写真を撮った後に行ったのがいいとか悪いとかっていうのはあるかもしれませんが、結果的に人が被害を受けている、病院にも行ったと。その診断の内容も確認もしていない。

私は、そういうことじゃあ——対策の現状がこうだから、こういう対策をしますよっていうふうな話でないと、なかなか理解がしがたいんですが。

さらに、この熊を捕獲しようとか、例えば、猟友会とともに、周囲の山狩りするとかいうようなことは一切されないような報告なんですよ。

例えば、手負いの熊あたりが、次にどういうふうなことを——人と出会ったときにどうするかとか、私は近くで、もし仮に遭遇した場合には、同じ熊だったら、同じことをする可能性は高いというふうに思います。なのに、そういうふうな対策が全然講じられていない。県の方針もあるでしょう。

しかしですよ、現実には、地域には高齢化の時代に、お年寄りもおられれば、学校へ通う子どもたちもいるわけじゃないですか。どうして出会ったときに防げるんですか。鈴を鳴らしてたら逃げるっていうのは、普通の状況だというふうに私は思うんですよ。人間が怖いっていうふうな、熊が意識っていうのもおかしいのかもしれませんが、認識があって、熊のほうに逃げて行ってくれますよっていうふうな希望だけじゃないですか。

私は、保護対策っていうのもあるかもしれませんが、今、そういうふうなことについては触れておられませんけれども、かつて、鹿であるとか、イノシシであるとか、こういうふうな野生の動物でも、今もこの有害鳥獣対策で、どれだけの費用をかけて、どんな被害が——この場合、農作物を中心としたものですが、

出てるんでしょう。

要するに、保護が行き過ぎて、その結果として、後手後手になってるわけですよ。今度は違いますよ、人的な被害が出てるんです、既に。

それをですね、明確な捕獲であるとか、駆除であるとか、そういうことも決められなくて、どうして安全・安心のまちづくりになるんでしょうか。市長の言われる、住み続けたいまちなんてというような話にはなりません。こりゃ、美祢市に行ったら熊が出てきて襲われる。本当ですよ。笑い事じゃありません。

そういうふうなことで、言われることとやることが違ってては、私は、市民の皆さん、とてもじゃないけど理解をされにくい。山なんか行かれませんか。田んぼの見回りなんてできません。

熊が人里に出てくるっていうのは、人里のほうが多いから。そういうところに行けば、自分が安心して餌が食べられるとか、豊富であると。そういうことを学習して、知識を持ってるから出てくるわけですから、人里、人家の近く、パトロールしただけじゃ、私はどうにもならない、防げないというふうに思いますし、子どもたちの安全も守れん、お年寄りの安全も守れない。こういうふうに思うんですが、そういうふうに思われませんか。思う私のほうがおかしいんでしょうか。市長のお考えをお聞きをします。大切なことだと思うんですよ。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問にお答えをしたいと思います。

安富議員がおっしゃられるとおりだというふうに、私も認識しております。

実は、御存じのとおり、ツキノワグマというのは保護鳥獣というところで、県の自然保護課からいろいろなことを言われております。

そういった意味で、なかなか難しいことがあったんですけれども、そういったこととは関係ないということで、きのう、県の知事のほうに、私お会いをしまして、何とかやらせてほしいということで、実はあした、鳥獣被害対策としての山狩りといえますか、猟友会に対してお願いをして入っていただくと。イノシシ、鹿、もしくはそこで熊ということもあろうかと思っておりますけれども、そういった被害対策の有害鳥獣対策をやってもらう、今予定にしております。

それにつきましては、猟友会に協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） こういう案件は、今言われたように、法がどうのこうのっという問題もあるかもしれませんが、私は、人的な被害が出た時点で、とるべき措置っていうのは明確になってきているというふうに思います。

次の被害が、人的な被害が出ないことを祈りますっていう程度の話だったら、市の皆さん、市長以下、私は必要ないっていうふうに思いますよ。

それぐらいな案件だというふうに思っていたかないと、次に被害が出て、また出ましたかって言って、いや見回りはしてたんですっていう程度の話じゃ、私は市民に対して責任は負えないというふうに思います。

この件はそういうことで置きますが、もう一つ、人事案件の報告が実はございました。私、もう一つ割り切れないことが、実はあります。

例えば、議案として提出されたのは、それは教育委員さんの誰々さん、生年月日を書いてあって、そういうものであります。だから、経歴っていいですか、そういうものに対しては、それは附属説明書だという話だろうというふうに思うんですが。

例えば、議案に対する議会の議決事項は、款・項だというふうに私認識しておりますが、しかし、説明を執行部のほうからいただくのは——してもらうのは、目・節で説明を受けてますよね。目・節。議決事項じゃないところで説明をして、私たちは、ああだこうだ言いながら、間違いがあれば修正もしてもらっております。だめならだめだと。議案の修正もあれば、否決もあり得るよっていうことになってきていると思うんですよね、やってることは。

そういうことを思いますときに、例えば、教育委員さんの出された、本人が書いて出されるわけでしょうから、その学歴が四大であるとか、短大であるとかって、そういうものも見ながら、皆さん同意をされたり、不同意であったりとか、態度を明確にされておる部分も多分に私はあると思うんですよね、職歴であるとか。

そういうふうなことをもって考えれば、私は、今回の——市長、陳謝をされたんだというふうに、私は認識はしておりますけれども、私はなかなか理解しがたい。間違っていましたから差し替えますって言われることに対しては、何か、釈然としないものを感じております。市長はそういうふうに思われませんか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、この件につきましては、経歴に誤りがあって、訂正をさせていただき、深くおわびを申し上げたいということでございます。

また今後、このような事案が発生しないよう細心の注意を払いながら、職務に励んでいきたいというふうに思っております。

安富議員のおっしゃるとおり、議案に載せてる以上は、間違いのないことをしていかなければいけない。ただ訂正をすればいいというようなことではないというふうな認識の上で、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私も、安富議員と同じ質問なんですが、まず、59号は、美祢市の教育委員会委員の任命について同意を求めたものであるというふうに思っております。

ただ、先ほども話があったように、議案は、その人そのものを教育委員に任命するというふうに同意をしていただきたいというのが議案だと。経歴は附属資料とおっしゃったんですかね。

例えば、その人がどういう経歴であるのかというのが、私は、その人物の可否を決めるの、一つの大きなポイントだろうと思うんですね。それが間違ってた。

今、配信されたのを見て、じゃあ前はどうだったのかなあとと思ったら、もう既に差しかえられております。議長、こんな手法があるんですか。

先ほども安富議員が言われたように、目・節で、例えば1,000万、我々はそれで議論してきた。ところが、のちになって、「ごめんなさい。桁間違っていました、1億です」と。どこがどうなったのかもわからんまんまに、議案を差しかえる。そんな手法が、この議会で通るか通らないかというのが1点。

それから、ぜひ、我々が審議したときのあれを見せていただきたいんです。どこが違ってるのか、さっぱりわかりません。消えて、ないんですよ。引っ張っても出てこない、もう。比べてみようかなと思っております。まず、それを出してください。そして、どこが違ってるか。できます、できません。ただ、一部誤りがありません、差し替えます。で、さっとかえられた。こういう手法が、議長、まず通るか通らないのか。

それからもう一つ、議案に瑕疵があったと私は思うんですね。議案に瑕疵があったものを議決した、その効力っていいですかね。後から、違ってました、差し替えます。対比もなけりゃ何もない。すぱんと差し替えられた。検証する方法がない。

ああ、今、きましたね。いいですか。ありがとうございました。

実は、全員協議会では、我々説明を受けたんです。ですが、全員協議会は、私、何回も言うけど、同意をするためにやるわけじゃない。そこを間違えて議会運営されたら困ると思うんですね。

学歴も、写真学部というのが短期大学部という間違い。それから職歴、全部違うじゃないですか。これが、私はおかしいと思うんですよ。名前と生年月日の欄は合ってる。最終の、いわゆる代取になられた経歴は合っております。あとは全部違ってないですか。経歴の8割以上は違って。こんな議案に、私は大きな瑕疵があるというふうに思います。

それをただ、報告だけで、議会はいいものかどうか、議長にお尋ねしたいと思いますし、市長は、なぜ、これを追認を議案として出して、とろうとされなかったのか、それもあわせて、御二方にお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 整理いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

---

午前11時30分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほど、竹岡議員のほうから私に対しての質問がございました。

議会とすれば、本来、出された議案につきましては、正確なものが出されているという前提で、審査なり同意なりを行うわけでございますので、結果が出ました後に、こういったことが出てきますと、大変、遺憾に存じておるところでございます。

執行部におかれましては、議案の提出については、しっかりと精査の上、間違いのないものを出していただきたいと思います。

審査の前にも、今までいろんな修正等があったというふうに思います。しかし、議決の後にこういったことになると、議会としても、その取り扱いに非常に苦慮するわけでございます。

こういったことが二度とあってはいけませんけども、今回の件についての扱いに

ついて、また、研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問、また、御意見についてお答えを申し上げたいと思います。

何度も繰り返しになるようでございます。今回の事案につきましては、私ども、執行部のチェックが不足していたというところでございます。大変申しわけなく思っております。

今後、部長会議等を通じまして、職員に、今以上に緊張感を持って取り組むよう指導してまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしく取り計らいの上、お願いをいたしたいと思っております。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 御二方のお考えをお尋ねして、大変長い時間を費やしたことを心からおわびを申し上げたいと思います。

ですが、今後、議案、普通は採決するまでに瑕疵があれば、修正したりして採決ということになるんですが、今回は採決した後の話なんで、できれば、これは今回限りということでない。議長から、その話が出るかなと思ったんです。

私の個人的な考え方としたら、今回限りはやむを得んということで追認したいと、私は思います。

私、人柄がどうだこうだって言ってるわけではないです。議会として、手続上の問題をお尋ねをただけであって、それに触れるつもりは、さらさらございません。ですが、今回は、私個人的には、追認したいというふうな意思表示をして終わりたいと思っております。

何回も申し上げますが、先ほど申し上げたように、「いや節のあそこは1,000万円じゃなかった、1億でした」と、こんな議案を二度と出さないように、今回限りでお願いをしたいというふうに申し上げて終わりたいと思っております。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今回の美祢市教育委員会委員の任命について、もう多々説明も、また議長、市長からも、今後の対応ということで説明があったわけでございます。

いずれにしても、こういう問題が出ると、常に、議会も非常に、喧々諤々という

形でなってしまうことが多いということで、基本的には、今回、やっぱり執行部の対応、こういったところに大きな瑕疵、問題点があったということでありまして、特に、今回の問題の中で、特に学歴の面で、今回誤りを訂正されてますけど、これについては、こういった間違いをなくするために、例えば、本人から卒業証明書、ちゃんと見て確認する、こういった作業ですよね。またはコピーでも結構ですよ。こういったところのものを、きちんと執行部側が取り入れて確認しておれば、今回の問題というのは、全然何も起こらなかったんですよ。

だから、そういったところの作業をきちっとしていなかったという、今後も、また、こういった問題というのは、そういったところを確認していなかったら発生する可能性も、非常に今後あるということでもありますので、どうか今後、そういったところも勘案しながら、より深く、こういった問題が起こらないような対応というのは、今、市長も言われました、執行部のほうでしっかりと協議すると言われておりますので、そういったところを期待して、私の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） それでは、日程第2、議案第51号から日程第16、議案第58号までの計15件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 末永義美君 登壇〕

○総務民生委員長（末永義美君） ただいまより、去る5月20日に開催しました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案第46号から第51号及び議案第57号から58号の議案8件について、委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第51号美祢市税条例の一部改正については、反対意見がありましたが、賛成多数により原案のとおり可決、また、そのほかの議案7件につきましては、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告申し上げます。

議案第51号美祢市税条例の一部改正について、委員より、このたびの税条例改正により、子どもの貧困に対する措置がなされるが、ひとり親世帯の方々には、どのような取り組みがなされるのかとの質疑に対し、執行部より、子どもの貧困に対

する非課税対象者の範囲を未婚のひとり親にも拡大し、令和3年度分からの個人住民税を非課税としますとの答弁がありました。

この件については、このほかにも質疑、発言がございましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、去る5月22日、23日に開催いたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案1件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、議案第44号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第1号）は、賛成多数で原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より多くの質疑等がなされましたが、ここでは、5月23日に市長出席のもと総括質疑を行っておりますので、その内容について、主なものを御報告いたします。

まず、委員より、上下水道事業管理者を置かなくなったとのことだが、その分、職員の負担が増えたのではないかと問いに対し、市長より、職務は市長である私が引き継いでおり、実務を担当する職員も1名増員し対処させていますとの答弁がありました。

次に、委員より、防災通信事業について、美祢市の防災を考える上で、今回、実施する理由は何かと問いに対し、市長より、これまでFM等の開局を考えておりましたが、民間の事業者との思いとタイミングが合わない状況でした。市といたしましては、どういった方法がよいのか、これを機に、あらゆる手段を調査、検討する予定ですとの答弁がありました。

次に、委員より、現在、市民会館横にあるSLを美祢駅前のポケットパークへ移設するとのことですが、駅前整備を含めたまちづくりについてどのようにお考えかとの問いに対して、市長より、SLが移設される美祢駅前、旧丸和跡地、消防署等の地域一体をまちづくりの拠点とした基本計画を作成中であり、10月に完成し、お示しできるものと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、観光事業特別会計繰出事業の国からの補助金は、山口ゆめ回廊博覧会にあわせて計画する事業に使われるとのことですが、以前の花博開催時には、このような国からの補助は考えなかったのかとの問いに対し、市長より、昨年度末にお示しした、秋吉台地域景観・施設整備基本計画の策定に伴い、今回、このような事業を実施することになりました。ゆえに、花博開催時には、まだ計画ができていなかったため、補助金申請には至らなかったということですとの答弁がありました。

次に、委員より、はじめてみ～ね農業応援事業について、今回は50歳以上等の条件つきですが、今後、これを緩和し、人数の拡大を図る等の考えはあるかとの問いに対し、市長より、今回の事業の反響等を鑑み、しっかりと仕組みづくりを調整し、年齢条件を下げるなどの緩和措置も検討したいと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、特別養護老人ホーム共楽荘の今後について、どのようにお考えかとの問いに対し、市長より、今回設置します共楽荘のあり方検討委員会において、施設の将来的な適正規模や管理、運営方法について、しっかりと議論をしていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、執行部から発言の申し出がありましたので、これを許可します。西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 議長より、発言のお許しをいただきましたので、5月22日、予算決算委員会におきまして、山中委員から、商工費の住宅リフォーム助成事業の手続に関する御質問の中で、商工労働課長から、リフォーム施工事業者が商工労働課へ申請する旨の回答をいたしました。施工事業者ではなく、原則として申請者御本人が商工労働課へ申請することとなっておりますので、訂正の

ほうをさせていただきたいと思います。

冒頭、市長から言われましたとおり、以後、このようなことがないようにしたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、教育経済委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、去る5月21日、23日開催の教育経済委員会及び5月23日開催の連合審査会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第45号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号美祢市森林環境整備基金条例の制定について、議案第53号美祢市秋吉台観光交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、議案第54号美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例の一部改正について、議案第55号美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正について、議案第56号美祢市秋芳洞駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての6件につきまして、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決されました。

それでは、この議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

議案第45号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）について、委員より、秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業について、議員全員協議会でも説明があり、他の議員からも疑問点があるため、予算決算委員会との連合審査会の取り計らいをとの申し出が委員長にありました。連合審査会の申し出を予算決算委員長に行い、予算決算委員会で可決され、連合審査会を開くことになりました。

それでは、連合審査会の主な質疑について御報告いたします。

大きく分けたいしまして、委員より、この事業計画に対するインセンティブの導入及び制度、KPIについての考え方、DMOの考え方、五つの要件、プロポーザル方式の確立及び今後の計画期間、総額についての質疑がありました。執行部より、インセンティブの導入、KPIの考え方及びDMO関係を含め、この事業の進

行、運用について検討させていただき、議会にもお示ししていきますとの答弁がありました。

また、委員より、この事業の目的は、入洞者を増やすことだけでなく、DMOでも言われているマーケティング・マネジメント活動を通じて、地域全体が利益を向上させ、地域の活性化を図るとして、それに対してのインセンティブ制度を考慮していただきたいとの発言がありました。

この連合審査会への質疑、答弁を参考にして、教育経済委員会を開催いたしましたので、主な質疑について御報告いたします。

委員より、今後、インセンティブの評価基準について、どのように考えているのかとの質疑に対し、執行部より、地域の活性化も含めてまいりますが、数字的に三洞の収入をインセンティブの対象とすることがわかりやすいと思っています。入洞者数の比較対象年度につきましても検討いたしますとの答弁がありました。

また、委員より、インセンティブの見直しに対する考えがあるか、全体として何年ぐらいの事業と考えているのかとの質疑に対し、執行部より、インセンティブにつきましては、地域の活性化への波及効果も評価指標とすべきではないかとの御意見も参考にしていきます。また、この事業は、半年間プラス3年ぐらいの時間がかかるのではと思っていますとの答弁がありました。

また、委員より、この事業には、インバウンドに関する考えは入っているのかとの質疑に対し、執行部より、この事業には、インバウンドは含まれていませんが、誘客への対応は行っていき、また、山口ゆめ回廊では、美祢市観光協会とともに、インバウンドの誘致を推進していきますとの答弁がありました。

また、委員より、美祢市観光協会にDMOを任せている中で、この事業を新たにプロポーザルで別の組織にお願いすることによる矛盾が出るのではないかとの質疑に対し、執行部より、DMOは、美祢市全域を対象に観光地域づくりを行う組織と認識しています。今回の秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業は、必ずしもDMOの構築を目指しているものではないということで、現在、すみ分けしていますとの答弁がありました。

また、委員より、この事業の発注形態の一般公募プロポーザル方式について、ガラス張り、審査委員についても、多方面から人材を登用することについての質疑に対し、執行部より、この事業に対して、専門的知識を持った外部委員を招聘し、

透明性を図った中での審査会に努めてまいりますとの答弁がありました。

また、委員より、この議案に対するその他質疑がありましたが、内容については割愛させていただきます。

また、この議案に対して、徳並委員、秋山委員及び秋枝委員から、教育経済委員長宛てに、附帯決議案が提出されました。

内容については、秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業における報償費について、事業執行に係る具体的な制度設計を委員会に報告し、執行するよう求める。この附帯決議案について、全員異議なく、附帯決議を付することで賛成でありました。

次に、議案第52号美祢市森林環境整備基金条例の制定について、委員より、美祢地域・美東地域については、地籍調査が終了していない中で、譲与税をどのように考えていくのかとの質疑に対し、執行部より、地籍調査の進捗につきまして、毎年多くの面積を調査できるよう申請しています。譲与税が先行する部分が出てくることも考えられます。調査したものは、地籍調査に反映させ、無駄が生じないよう効率的に行ってまいりますとの答弁がありました。

また、委員より、カルスト森林組合との連携についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、執行部より、森林環境譲与税は人材育成、担い手の育成にも充当できます。カルスト森林組合、森林従事者の方と一緒に進めてまいりますとの答弁がありました。

次に、議案第54号美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例の一部改正について、委員より、秋芳洞の観覧料100円値上げは、消費税と別の理由も含まれている。値上げにより、入洞者数にどのような影響を与えているのかとの質疑に対し、執行部より、観光事業特別会計が所有する施設の老朽化により、今後、投資していかなければなりません。安全対策、魅力を持たせる投資が必要です。10月から半期で2,000万円の増収を見込んでいますとの答弁がありました。

そのほかの所管事項について、委員より質疑がありましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 委員長にお尋ねしたいと思うんですが、その前に一言お礼

を申し上げたいと思います。

連合審査の中で、私がインセンティブ制度について改善を求めましたところ、委員会におかれましては、附帯決議までされて、意をお酌み取りいただいたことは、厚く御礼申し上げたいと思います。

なぜなら、秋芳洞観光再生事業じゃないわけですね。名は体を表す、秋芳洞地域観光地再生事業というふうに、地域という言葉が入ってるんですね。

したがって、インセンティブ制度が、洞の入場者数に限らず、私はやはり、K P I そのものが、入洞者数と書いてあるんですが、そうじゃなくて、もっともっと広い意味での地域の活性化がどの程度達成されたかという達成度、こういうことも含めて申し上げたんですが、恐らく、その意を酌んでいただいたというふうに思っております。

お尋ねは、ですが、私は本来、DMOの中で、この事業をやるべきだという主張は今もって変わっておりません。そのことについては、残念ながら、附帯決議というところまでは至ってないんですが、今、委員長報告からお聞きをしたところ、執行部の問いは、DMOは全市的な問題だと。したがって、別なものだというふうに考えているという答弁だったんですが、私は、これはDMOの中の一部であるということで、随分と時間をとってDMOの話もさせていただいたんですが、その辺については、委員会では、附帯決議というところまではいかなかったのか、なぜそうなったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 戒屋委員長。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

今、教育経済委員会のほうで、DMO等の議論はなかったのかということですが、先ほど委員長報告で申し上げましたように、連合審査会のほうでも、当然DMOの問題は出てきております。それで、一部の課の回答いただいております。

また、教育経済委員会のほうでも、先ほど申しましたように、連合審査会の意見をもとにしまして、私は委員会を開きましたという発言をさせていただきました。当然そのあたり、インセンティブ含めて、K P I も含めまして、いろんな質問、DMOも出ております。

ただ、執行部のほうから、私はここに記載しておりませんが、明確な回答がな

かったということで、私はここには記載できませんでした。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 明快なお答えをいただいたんですが、それではまた、本議案の討論の時間でも、若干意見を述べたいというふうに思っておりますので、委員長に対する質疑は終わりたいと思います。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

-----  
午後 1時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第51号美祢市税条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

内容は、消費税増税対策として、車体課税の改正ですが、消費税増税による需要の反動の減に値する措置だと思われれます。それも期限付きの対応なので——期限つきとなっています。

また、ひとり親家庭——ひとり親世帯の個人住民税の非課税措置の適用など、必要な措置も含まれていますが、全体として消費税増税のための改正となっていますので反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） まず、美祢市税条例の一部改正に関して、賛成の立場で意見を申し上げさせていただきたいと思います。

既に総務民生委員会で、ある程度のことは申し上げましたけど、今回の一部——税条例の一部改正につきましては、特に、この弱い立場の人をしっかりと支えて守

っていく。こういった税条例一部改正となっております。

特に、住民税が非課税のこういった障害者、未成年者、寡婦、そういった方、そして、さらには単身児童扶養者、すなわちシングルマザーのお母さん、こういった方に対して、今まで対象になっていなかったわけですね。

そういった面において、今回、所得金額が130万円を超えない場合には、単身児童扶養者として、初めて、この対応、対象、こういった方に対象となるということでありまして、本当に貧困の連鎖をなくするためには、なくてはならなかったわけです。

それが、今回初めて、こういった方、シングルマザーの方、この美祢市では10人程度、135万以下の所得であって、非課税の方が10人おられます。そういった面では、非常に、そういった弱い立場の人、生活者の人を本当に支えていくという意味においては、本当に重要な税条例となっております。

どうして、こういった弱い人を本当に守って支えていく、こういった条例に対して、これを反対すること自体、私はもう信じられません。そういった面においては、しっかりと、今後ともいい方向に変わったということで、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第52号美祢市森林環境整備基金条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この法案には、執行部からの説明もありましたが、私の調べたところによりますと、多くの問題を抱えていると思います。

その一つに、個人住民税均等割は、低所得者の方でも一律負担ということで、配分については、私有林——市立でなくて、私の——私有林がない都市部に多額の金

額が配分されるということです。

個人住民税均等割の一律上乘せは、低所得者の負担をさらに強めます。

また、人口の多い都市部に、今言いましたような多額の譲与税が配分されることになります。

木材利用促進や普及促進にも使えるとしていますが、私有林のない大都市の自治体のほうが、私有林の面積の広い地方自治体よりも大きくなるという矛盾をもっています。

次に、森林経営管理法との関係です。森林経営管理法は、森林所有者に、間伐ではなくて、主伐を行う義務を課した上で、市が森林所有者の木材の収穫利用の意向調査を行います。その森林経営を行った場合、森林経営の意欲がないとみなされたら、その所有者の同意がなくても、一定の手続を経て、市が私有林の——私です——私有林の管理権の設定を可能にするというものだということがわかりました。森林所有者の財産権——これは、森林所有者の財産権を侵害することにもなりかねません。そのため、日本共産党はこの法案に反対しております。反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第53号美祢市秋吉台観光交流センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

秋吉台の——洞の観光センターですかね。秋芳洞付近の構内タクシーの駐車区画の使用料とか、また、秋吉台国定公園内の市有地の使用料とかの値上げ——消費税が導入されるために値上げになる法案ですが、この消費税に増税による値上げに反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第54号美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） これも、消費税増税によるための値上げとなっております。

商店街の方、先日、秋芳洞の商店街の方々と会ったんですが、洞の入洞料が上がるといふことはいけないと、上げてもらったら困るといふ意見も多く聞きました。消費税増税によるこういった値上げになっておりますが、入洞者数は減ってくるのではないかという懸念を持たれた方も多くありました。私もそう思います。入洞者が減ってしまうと。

私は思うんですが、美祢市は観光立市でもありますし、交流人口を増やすということでもあります。この観光——今も秋芳洞・秋吉台の観光客を増やすためにどうするかというところが、今、議案にもありますが、こうしたときに入洞料を上げるということは、入洞者数を減してしまう——入洞者の方が減るのではないかと思います。そういったことも、誰もが心配することではないでしょうか。こうした面で、消費税10%増税に関して値上げするという、この案に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第55号美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 54号でも言いましたが、消費税増税——10%増税に対して値上げされるんですが、美祢市は、消費税増税には負けないで、観光客の方には消費税分は取らないよと。そして、こんなふうに一生涯懸命頑張っているんだということを示していただくためにも、今回は、この55号は、景清洞・大正洞の入洞料の件ですが、さっきの54号とも連携します——関係しますけれど、消費税増税にのっかったって言ったらかしいですけど、消費税が増税するので、入洞料を上げるということには賛成できません。

○議長（荒山光広君） 三好議員、今御発言の中で、消費税を取らないでという発言がございましたけれども、これは、国民の皆さんの義務でございますので、ちょっと問題があるんじゃないんですか。修正されますか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 取らないでと言うのは悪いかと思いますが、この消費税、10%増税に対して、この値上げをするということに反対です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第56号美祢市秋芳洞駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） これもですが、駐車場に1日1回400円を500円にするというものですが、先ほども言いましたが、入洞料が上がったことで、お客さんはどんどん増えるわけじゃないと思います。少なくなると思います。それに関連した観光客の方に関連したタクシー業者の方とか、それからタクシー業者の方、この方の負担も多くなっています。値上げとされています。

入洞者を増やそうという時期に、駐車場の使用料の値上げはするべきではないと

考えます。

これも消費税増税に対しての値上げとなるもので、この値上げに反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第44号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございません。三好委員。

○8番（三好睦子君） この一般会計に反対いたします。今回の予算は、消費税増税を前提とした予算なので反対いたします。

移住促進事業、子どもの医療費の無料化で所得制限の撤廃など、また看護師等奨学金貸付事業の拡大など、評価ができる事業もあります。

しかし、日本共産党は消費税10%の増税に反対しております。

消費税増税対策としてプレミアム付商品券事業などがありますが、このプレミアム付商品券事業は、市民全体への増税対策とはいえません。この増税対策も期限つきです。

そして、幼児教育無償化ということになっていますが、これには国からの支援はありません。システムに対しては支援がありますが、保育料を無償化にする、こういったのは国から支援はありません。また保育士の不足といったこの対応など、根本的な事業はありません。

消費税増税を前提としたこの予算、この議案は認められません。

日本共産党は、大企業の優遇税制を改めて、せめて中小企業並みの負担を求めます。大企業の方に中小企業並みの税負担を求めます。税金の使い方、集め方、使い方を変えて、消費税に頼らない社会保障の充実を日本共産党は提案しております。

以上、意見を述べます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） しっかりと反対の意見が出ましたので、賛成という立場で意見を述べさせていただきます。

今回の、令和元年度美祢市一般会計補正予算について、内容的にはたくさんの支援策が施されております。

特に、保育園及び認定こども園を利用する3歳から5歳まで全ての子ども、並びに0歳から2歳の住民税が非課税世帯を対象に、この10月から、保育園、認定こども園の利用料の無償化を実施することにかかわるシステムの改修費の追加ということでもありますので、今後無償化に向けての対応ということで、大事な議案となっておりますので賛成すると同時に、また、プレミアム付商品券事業については約1億8,000万円の予算がついておりまして、消費税10%、10月からですけれども、もう既に申し上げましたけれども、日本は低負担で中福祉の社会、こういった社会福祉を行っているということで、先進国地域におけるイギリス、ドイツ、フランス、こういったところは、中負担、中福祉という形となっております。

そういう面では、今回は、今の低負担の予算では対応できないということで、こういったところに今回、力を入れていくということでもあります。

ということで、今回は、消費税引き上げ10%に伴う、こういった弱い立場の方の高齢者や、低所得者、また、子育て世帯の消費に与える影響を緩和していくために、非常に消費を喚起して、下支えするものであるということでありまして、今後、少子高齢化に伴って、福祉をさらに中負担・中福祉にしていくための非常に重要な施策であると思っております。

もう既に申し上げました、先進国ヨーロッパにおいては、19から20%で中負担・中福祉の施策が行われております。日本もそれにのっとり、準じて、同じような対応をしていこうということでもありますので、今後そういった面においては、非常に重要な施策であると考えておりますので、今回の議案については賛成の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 教育経済委員会の委員長報告の中で若干、質疑をさせていただきました。その折に、本議案の討論の時間で、意見を申させていただきますという話をしました。

随分と連合審査の中では時間をいただきまして、議論したつもりでございます。

残念ながら——インセンティブ制度については御理解をいただいたというふうに認識しておりますし、附帯決議の中でも反映されたという認識を持っております。

しかしながら、私は、やはりこの議案の事業そのものは、私は大いにやるべきだと。ですが、執行部の説明も聞くと、どうも秋芳洞の観光再生という感じを受けてならないんですね。

いわゆる地域という言葉が入っているはずなんですね。そうしますと、やはり、観光を中心としたあの地域をどういうふうに活性化させていくかというのが、一番この事業では大事だと思うんです。つまり、全くDMOと同じ考え方なんですね。

したがって、私は、DMOの委託をしてる、例えばその委託先と一緒にやってやるということならば理解できるんですが、そうした手法も含めて、それから、きょうの新聞にも出ていましたが、湯田の施設整備をやるときに、プレゼンテーションを公開するという記事が出ていたと思います。

このことについては、議会の中でもいろいろ疑問視が投げかけられました。期間とか規模とか、まだ定かじゃないと。これは今から有利な資金を探されたり、またいろんな方向づけをされるんだろうと思いますが、そうしたものをぜひ、透明性を持った事業展開をしていただきたいというふうに、私は思っております。

そうするならば、まずプレゼンテーションも公開をするというぐらいの腹を持っていただいて、事業そのものの期間・内容等について透明性を持つこと、それから、DMOとの関係、再度お考え直しをいただいて事業推進に当たっていただきたいと、こういうふうに思います。議案そのものについては賛成でございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 私は、反対の立場で意見を述べます。

今ありました秋芳洞・秋吉地域——振興管理費の中の秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業には興味を持っておりますが、この補正の中に、先ほど言いましたような観覧料、使用料、洞の値上げの部分が大いに補正として上がっております。それで反対いたします。

そして、今、6,000万円の——振興管理費の中の、地域観光地再生業務委託料が6,000万円で、そして、成功報酬が1,000万円と計上されておりますが、先ほど先輩議員からも意見がありましたが、不透明な部分が多くて、何となく何回も——私テープで取って何回もテープを聞いたんですが、何かちょっと、どこかわからないところがあって、なかなか賛成——どうかな、中身をしっかり見ないと、これは6,000万円の予算使ってやるのだから、絶対に成功しなければならぬと、今の疲弊している美祢市を何とかしなければいけないというのはよくわかるんですが、ちょっとそういうところが見えないなど、不透明なところが多かったのと。

それから、商店街を活性化するにはどうするかという事で、商店街の方も交えて話し合いをされると言われましたが、商店街の全員の方、商店街にかかわっておられる方の全員を交えて行うことも大事かと思えます。

そこで、そういった、私としては不透明な部分が納得いかないという、はっきりしてほしいということと、先ほど言いましたように、消費税増税分に対して、観覧料、使用料、先ほど言いました駐車場の値上げとか、こういったことには反対しておりますので、全体から見て、この45号の議案には反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 討論でございますが、議案には賛成をしたいというふうに思っております。

観光客が50万人を切りそうな場合ですが——切ってきて、もう猶予ならないような状況に実はあります。これをどういうふうに打開をするかということは、重要な美祢市にとっては案件になります。

そういう意味で、賛成はしたいんですが、竹岡議員のほうから大きく3点ばかり、意見が出ております。

まず、報償費の場合ですが、どういうふうにこれを運用するかっていうことを、もう一つはっきりしてほしいというのは、所管の委員長の——委員会でも、委員会で附帯決議をされた上で、可決をされております。これを本会議でどう扱うかっていう問題が実はあると思っております。

さらに、やはり全体を、DMOとの関連について、部長はDMOは美祢市全体を考えているんであって、今回の件は秋芳洞の集客対策だからってということの説明であったように記憶しているんですが、現実には、やはり美祢市全体を考えながら、観光立市である美祢市の全体計画で立てた中の一つであるべき。だから、それはDMOとの関連が必ずあるんじゃないか。

あと、事業の透明性であるとか計画が、恐らくこのソフト事業を中心になって、今の予算はなっているんですが、やはり単年度事業では、こういうふうな性格のものは、成果が出ない、出にくいというふうに考えております。

そういうことになりますと、事業の計画性等について、透明性等についてということで、やはり賛成はしても、なかなかもう少しはっきりさせたい部分が多々あるよということが申し上げたい。

そういうことで、このことについて協議をしたいので、議長におかれては、ちょっと時間をとっていただけたらなというふうに思っています。いかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） ただいま安富議員のほうから少し時間をとということでございました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

-----  
午後1時58分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。安富議員。

○15番（安富法明君） この議案第45号なんですが、動議を提出したいというふうに考えておりますので、議長におかれては、議事を進行していただきたい。御配慮していただきたい。お願いします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） それでは御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議員より、議員提出決議案の動議が提出されるということですので、暫時休憩いたします。

午後2時00分休憩

-----  
午後3時05分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第2号の2）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。この際、日程第17を日程に追加し、先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第17を日程に追加し、先議することに決しました。

日程第17、議員提出決議案第1号、議案第45号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。高木法生議員。

〔高木法生君 登壇〕

○7番（高木法生君） それでは、議員提出決議案第1号、議案第45号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についての提案説明を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は、末永義美議員、戎屋昭彦議員、猶野智和議員であります。

それでは、決議（案）を読み上げまして、提案説明にかえさせていただきます。

美祢市議会は今臨時会において審議した、市長提出議案第45号美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）における秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業について、事業内容や事業計画の検討が不十分であり、現時点で不明確な点が多い状況と言わざるを得ない。

しかし、昨今の入洞者数の推移を鑑みると経営状況は悪化を続け、将来的に損益分岐点を下回る可能性もあり、観光事業の再生に向けた早急な対策を講じるべきと考えており、本事業の必要性は認めているところであります。

については、事業の実施に向けては、以下の点について特に留意するとともに、随時議会へ報告することとし、将来に向け発展する観光事業の推進に取り組まれるよう努められたい。

記。1、事業内容を十分に検討し、事業規模や期間などを明確にするとともに、全てを公開すること。

2、事業者の選定に際しては、専門的知見のある者など外部からの視点を取り入れるとともに、透明性を確保すること。

3、インセンティブに係る制度設計を十分に検討し、明確化すること。

以上、決議する。

令和元年5月31日、美祢市議会としています。

以上で、提案理由の説明といたします。議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出決議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔高木法生君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしました

いと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出決議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。戎屋議員。

○3番（戎屋昭彦君） 先ほどは失礼しました。

今、高木議員のほうから、議案第45号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）に対する附帯決議について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

教育経済委員会としまして、私、委員長としまして、きょうも午前中に委員長報告並びに、そのときに連合審査会、それから教育経済委員会を開きまして、このときに附帯決議としまして、インセンティブにかかわる制度設計を十分に検討し、ということを経済委員会の方で附帯決議で賛同させていただきました。

今回、教育経済委員会並びに連合審査会の中で、ここに出ております、1、2の——今回の三つについて、特に1、2については、教育経済委員会でもしっかり質疑が出ておりますけど、はっきりとして、きょう私、竹岡委員の質問に答えましたように、執行部からの回答もはっきりと出ていなかったということで、回答させていただきました。

それも含めまして、今回この部分の附帯決議、三つ要ることについて賛同させていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出決議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第46号令和元年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第

1号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第47号令和元年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第48号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第49号令和元年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第50号令和元年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第57号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第58号桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の一部変更についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

三好議員、何か御発言あれば、三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほど、議案52号で贈与税の件について、贈与税の配分について、私有林——譲与税——済みません、譲与税——森林です。配分について、私有林がない都市部に多額の配分がされると発言いたしました。私有林の——私ですね、私有林の面積割が50%あり、私有林の面積の多い市町に多く配分される仕組みと発言をいたしました。その発言の訂正をさせていただきます。

また、森林経営管理法に触れて、市が森林所有者の財産権を侵害することも懸念されるのではないかと発言いたしました。森林所有者が管理できない場合は、市のほうに委ねて、市が公的に管理をするものでしたので、訂正させていただきます。

○議長（荒山光広君） 三好議員、大切なところですので、執行部のほうに、ちょっと特別に、正確なところを説明していただきたいと思います。志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、森林環境譲与税についての配分の仕方について、ちょっと御説明申し上げたいと思います。

基準は、私有林の面積割が、まず50%、林業就業者数で20%、最後に人口割で30%で、私有林の人工面積が多いところに多く配分をされる予定となっております。

今申し上げました私有林につきましては、私（わたくし）有林のことでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 今、それぞれの発言の中で、贈与税と譲与税が、少し言い方が明確でなかったんですけど、譲与税ですね。正確には譲与税ですね。譲与税に関するということでございます。安富議員。

○15番（安富法明君） せっかく部長の説明が今あったわけですが、この事業の性格、やる事業、こういう事業をするところに配分をしますよ、しなければありませんよっていうふうなことも書いてあるというふうに思うんですね。

だから、そういうふうな事業に取り組まなければ、恐らく配分はないんじゃない

かというふうに思いますし、だから、そういうふうなところも、三好議員の言われているのを随分先ほど聞いていると、森林の面積が多いところに配分をされるって言ったことが間違っているって言うておられるわけですから、はなから考え方としては、理解の仕方が間違っているというふうに思いますんで、十分にその辺も含めて、もう一度よく説明をしてください。

○議長（荒山光広君） 大事な部分ですので、ちょっと整理して正確な情報を報告していただきたいと思いますので、少し整理のために休憩いたします。

午後 3 時 2 1 分休憩

---

午後 3 時 2 3 分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。中村農林課長。

○建設農林部農林課長（中村壽志君） それでは、発言のお許しをいただきましたので、森林環境税の概要につきまして、資料に沿って御説明いたしたいと思います。

まず、最初の項目、1、森林環境税創設の趣旨でございます。

森林の有する公益的機能は国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林管理を進めていくことが、我が国の国土や国民の命を守ることに繋がっております。

しかしながら、森林所有者の経営意欲の低下や、所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっております。

そのような課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について、市町村みずから管理を行う新たな森林管理システムを創設することを踏まえ、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、我が国の森林を支える仕組みとして創設されることとなったものでございます。

次に、2の税の仕組みについてでございます。

森林環境税につきましては、個人住民税の均等割の納税者の皆様から、国税として1人年額1,000円を徴収いたします。税の規模は約600億円となります。時期につきましては、令和6年度から課税されることとされております。

森林環境譲与税につきましては、間伐などを実施する市町村や、それを支援する都道府県に、客観的な基準により、令和元年度から譲与が開始されます。譲与税の配分につきましては、令和元年度は、全体で約200億円が譲与され、そのうち本

市への譲与額は、2, 575万4, 000円となっております。

譲与額は、徐々に増加するように設定しており、現時点における大まかな試算ではございますが、令和15年度以降の本市への譲与額は約8, 690万円となっております。

次に、3の税の譲与基準・用途等についてでございます。

制度設計イメージ図の右側のほうをごらんください。

森林環境譲与税の譲与基準といたしまして、50%を私有林人工林面積で、20%を林業就業者数で、30%を人口で譲与することとされております。

緑の矢印に沿っていただきましたら、用途が記載されております。

用途といたしましては、間伐、路網等の森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないこととされております。

森林環境税は、国民皆で森林を支える仕組みであることから、譲与税を活用するに当たっては、広く国民全体に対して説明責任を果たすことが求められるため、譲与税の用途は公表しなければならないこととされております。

最後に、4の新たな森林管理システムでございます。下の図をごらんください。新たなシステムにおきましては、森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に伐採・造林・保育を実施するという森林所有者の責務を明確化し、森林所有者みずからが森林管理できない場合には、その森林を市町村に委ねていただき、経済ベースに乗る森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに、自然的条件から見て、経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林等については、市町村が公的に管理を行うこととしております。

この仕組みのもとで、市町村が行う公的な管理としての森林整備や、所有者の意向調査、境界確定、人材育成、担い手の確保などのシステムを円滑に機能させるための取り組みに必要な財源として、森林環境譲与税の一部を充てることとしているところであります。

以上で森林環境税の概要の説明を終わりたいと思います。

○議長（荒山光広君） ありがとうございます。今、せっかくの機会ですので、森林環境税のことについて説明いただきました。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） それでは、以上をもちまして、臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。これにて、令和元年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時31分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月31日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃